

京都市告示第254号

生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による医療支援給付のための医療及び施術を担当する機関から、生活保護法第50条の2及び第51条第1項（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成27年7月10日

京都市長 門川大作

医療機関廃止

名称	所在地	廃止年月日
耳鼻咽喉科伊達医院	北区大宮西脇台町11の1	平成27年5月28日
松永医院	中京区西洞院通竹屋町下ル毘沙門町390	平成27年5月31日

医療機関再開

名称	所在地	再開年月日
石井医院	上京区東堀川通出水下る四丁目199の1	平成27年5月27日

施術者廃止

施術所名称	所在地	施術者	廃止年月日
西村接骨院	西京区樫原水築町16-16	西村 太一	平成27年5月24日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)